

国土地理院の地図の利用手続フロー（改正後）

START

Q1 下記のいずれかの地図等（基本測量成果）を利用しますか？

基盤地図情報（基本項目・数値標高モデル等）	2万5千分1 地形図、5万分1 地形図
地理院地図（タイル）（標準地図・淡色地図・English等）	20万分1 地勢図、50万分1 地方図
電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」	100万分1 日本、500万分1 日本とその周辺
湖沼データ、火山基本図データ	旧版地図、空中写真
電子地形図25000	
数値地図（国土基本情報）・（国土基本情報20万）	記載のない地図については、国土地理院ウェブでお調べいただくか、お問い合わせください。

NO → 申請不要

YES ↓

Q2 地図としての利用が想定されないものを作成（以下に該当しますか？）

- ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表紙状や名刺などデザインとして製品への印刷
- イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

YES → 申請不要 *1

NO ↓

Q3 成果品を不特定多数の者に提供しない（以下に該当しますか？）

- 私的利用
- 社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- 論文、試験問題に利用
- 一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）

YES → 申請不要 *1

NO ↓

Q4-1 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの（1）（以下に該当しますか？）

- 博物館等における展示物として利用
- テレビ番組で利用
- 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）（右ページ「※注1」参照）

YES → 申請不要 *1

NO ↓

Q4-2 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの（2）（以下に該当しますか？）

- 位置座標のない成果物のみ作成（右ページ「※注2」参照）

YES ↓

Q4-3 以下の①～③のいずれかに該当しますか？

- 国土の管理に関する地図情報を作成（管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ、各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関する地図情報）（右ページ「※注3」参照）
- 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線、河川）道路、地名、行政区界（ほか）を実質的に異なる表記に変更している（右ページ「※注4」参照）
- 販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成

NO → 申請不要 *1

YES ↓

Q5 利用の形態は、以下の複製または使用のどちらに該当しますか？

- 複製（測量法第29条）**
 - 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの
 - 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの
 - 測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない
- 使用（測量法第30条）**
 - 基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの
 - 測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図（地質図等）を作成
 - 数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成

複製承認申請（測量法第29条）

使用承認申請（測量法第30条）

※いずれの承認か不明の場合はお問い合わせください。

*1 出典明示について

国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

- （出典記載例）
- 出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
 - 出典：国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）
 - 電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成
 - 地理院タイルに〇〇を追記して掲載

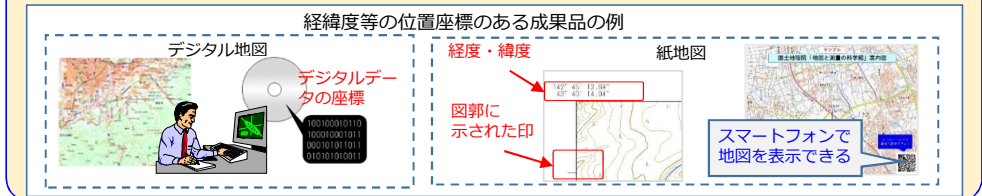
左ページ「国土地理院の地図の利用手続フロー」の注釈

※注1 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）について

- 書籍・冊子（綴じた書物）・パンフレット（複数ページを綴じたもの）等の場合
地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なす。
- リーフレット（一枚あるいは折りたたみ式の印刷物）・折り畳みパンフレット・チラシ（一枚刷りの印刷物）の場合
リーフレットの片面の大半が地図の場合、折り込み地図と同等とみなす（製品タイトルでいえば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図面集」などの多くが該当）
- ウェブサイトの場合
「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等をいう。

※注2 「位置座標のない・ある成果物」とは？

- 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます。
- 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを記した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像なども「位置座標のある成果物」と扱います。
- ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。



※注3 「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」とは？

■該当する例（「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」に該当する具体例）

種類	例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基盤図及び基礎調査の公示図書等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険箇所情報、〇〇山火山防災対策等
各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関する地図情報	〇〇港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書 (道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー（原油、天然ガス、電気（原子力・火力発電等））、教育等)

■該当しない例（「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」に該当しない具体例）

種類	例
文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図等

※注4 「国土地理院の地図に記載されているものを実質的に異なる表記に変更している場合」とは？

■該当する例（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当する具体例）

実質的に異なる表記に変更している場合の例	
・注記（地名）の修正	・行政界の修正
・標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを（利用して解析し）、"陰影"の色表記に変えている）	
・標高データを使って氾濫解析（シミュレーション）	

■該当しない例（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当しない具体例）

実質的に異なる表記に変更していない場合の例	
・電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加（注記（地名）・行政区界を除く）	
・地理院タイルを複製、注記を削除（削除のみは該当しない）	
・基盤地図情報（基本項目等）の単なる地図出力	

※ この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。

よくある質問 FAQ

(承認を得て複製・使用した成果を更に複製・使用する場合(二次利用))

[Q] 測量法第29条又は第30条の承認を得た成果品を、更に複製・使用する場合(二次利用)にも申請は必要ですか？

[A] 承認を得た成果品の利用については、前提として承認を得た者からの許諾が必要です。複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合は、裏面の利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合は、申請は不要です。

(地理院サイトをウェブサイト上でリアルタイムに読み込んで利用する場合)

[Q] 地理院サーバー上の地理院サイトをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイトやソフトウェアを製作する場合には、申請は必要ですか？

[A] その場合、地理院サイトは出典の明示のみで申請不要でご利用いただけます。出典は、「国土地理院」または「地理院サイト」等と記載していただき、地理院サイト一覧ページ (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) へのリンクを付けてください。

行政関連の地図作成における留意点(位置座標について)

- ▶ 現状、行政関連の地図には、経緯度等の位置座標が付されていないものも散見されます。
- ▶ 地理空間情報の活用推進、測量の重複の防止・正確さの確保の観点から、また、自治体における統合型GISのコンセプト(自治体内の各部門が使用する地図情報を統合した庁内横断型のデータ共用)から見ても、行政関連の地図は、様々な情報と重ねあわせて利用すべきものが多いといえます。(例 複数のハザードマップの重ね合わせ・接合・比較)
- ▶ 様々な情報と重ねあわせて利用するためには、重ね合わせの基準として、作成する地図に経緯度等の位置座標が必要となりますのでご注意ください。

最新情報は、国土地理院ウェブサイトでチェック!

国土地理院ウェブサイト
<https://www.gsi.go.jp/>



地図の利用手続に関するページ

地図の利用手続に関するページ

国土地理院ウェブサイト

Q&A、パンフレットなど、地図の利用手続改正に関する各種参考資料を掲載しております。是非、ご利用ください。

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。



〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係
電話：029-864-4150 (直通)
Eメール：gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp



Ver. R2.3.26

※ この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。

国土地理院の地図の利用手続が変わりました

令和元年12月10日施行

国土地理院が刊行、提供している基本測量成果(地図等)を複製して刊行したり、使用して新たな地図を作成する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第29条、第30条に基づき国土地理院長の承認が必要になる場合があります。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が進められている状況を考慮し、学識経験者を委員とする測量行政懇談会の下で、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくための地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書が国土地理院長に提出されました。

今回、その報告書を踏まえて地図の利用手続が改正されました。

地理院の地図を利用して本を出版しよう!
国土地理院に申請が必要かな?



国土地理院の地図(基本測量成果)の例



主な改正点

1. 申請不要となる範囲の拡大

下記の場合は、申請不要となります

- 書籍・パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入(地図帳、折り込み地図、折り込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く)

※従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合があります(例えば、1ページの1/2を超えて1ページに収まる大きさの地図を、総ページ数の10%を超えて掲載する場合は、申請必要)。今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります(地図帳、折り込み地図等を除く)

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成(管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の例外を除く(これらは災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる))

※従来は位置座標の有無を問わず、要件に該当する場合は承認が必要でした。今後は位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の例外を除いて申請不要となります。

2. 承認基準の見直し

従来、基本測量成果(基盤地図情報を除く)を何ら手を加えずにそのまま複製すること(デッドコピー)は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。